

通信販売における

“最終確認画面”について



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

通信販売の“最終確認画面”においては、顧客が“注文確定”の直前段階で下記の各契約事項を簡単に最終確認できるように表示する必要があり、これらを表示していない場合やこれらを誤認させるような表示をする場合は、特定商取引法**違反**です

① 分量

商品の数量、役務の提供回数等のほか、定期購入契約の場合は各回の分量も表示

② 販売価格・対価

複数商品を購入する顧客に対しては支払総額も表示し、定期購入契約の場合は2回目以降の代金も表示

③ 支払の時期・方法

定期購入契約の場合は各回の請求時期も表示

④ 引渡・提供時期

定期購入契約の場合は次回分の発送時期等についても表示
(顧客との解約手続の関係上)

⑤ 申込みの撤回、解除に関すること

返品や解約の連絡方法・連絡先、返品や解約の条件等について、顧客が見つけやすい位置に表示

⑥ 申込期間 (期限のある場合)

季節商品のほか、販売期間を決めて期間限定販売を行う場合は、その申込み期限を明示

 事業者側が上記事項について、消費者に誤認を与える表示を行った場合、誤認して申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります



消費者庁
ウェブサイト

更なる詳細について、こちらのサ

イトで解説しております。

ガイドライン等も掲載しておりま

すので御参照・御活用ください。

※ 最終確認画面とは？

インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します
(注：SNS・チャット型のECサイトも含む)

「これって1回限りじゃないの!？」

通販申込前の確認ポイント



1回限りの購入? 継続的な購入?



継続的な購入の場合、回数は?
解約しないとずっと続く?



解約方法・条件や
返品方法・条件は?



継続的な購入の場合、
総額や一定期間での支払額は? ※

※継続的な購入の場合、1回目の商品価格は安くても、2回目以降の商品価格が高いことがあるので、2回目以降の商品価格や総額をしっかりと確認しましょう。



支払時期や引渡時期は? ※

※継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。